



# 宮 崎 県 公 報

令和 2 年 1 月 6 日 (月曜日) 第 69 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

<b>告 示</b>	頁
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 1	
○保安林の指定予定の通知…………… ( “ ) 1	
○保安林の指定解除の予定の通知…………… ( “ ) 1	
<b>公 告</b>	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 1	

### 教育委員会告示

○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報…………… 2

### 選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数…………… 3  
○選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 3

## 告 示

### 宮崎県告示第1号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

令和2年1月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 串間市大字市木字阿部山6976-2 (次の図に示す部分に限る。)、6954
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字阿部山6976-2 (次の図に示す部分に限る。)、6954

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第2号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和2年1月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 都城市安久町4275-3
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

4275-3 (次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 宮崎県告示第3号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

令和2年1月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 解除予定保安林の所在場所 都城市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び北諸県農林振興局並びに都城市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

令和2年1月6日

宮崎県知事 河野俊嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-29)第1522号	興拓建設(株)	大坪 俊一郎	宮崎県都城市吉尾町2163-1	一般	土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業	令和元年11月6日付けで廃業した旨の届け	令和元年11月6日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第12359号	成友建設	原田 明広	宮崎県宮崎市大字有田431	一般	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	令和元年11月14日付けで廃業した旨の届け	令和元年11月14日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第12408号	稲留設備	稲留 伸一	宮崎県宮崎市大字郡司分丙9627	一般	管工事業	令和元年11月18日付けで廃業した旨の届け	令和元年11月18日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-29)第13731号	樋渡建設	樋渡 浩司	宮崎県宮崎市佐土原町下田島14341-28	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	令和元年11月8日付けで廃業した旨の届け	令和元年11月8日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-27)第325号	柴塗装(株)	平野 均	宮崎県宮崎市大字小松1273	一般	建築工事業	令和元年11月15日付けで廃業した旨の届け	令和元年11月15日(一部廃業)
宮崎県知事許可(般-30)第11863号	公和建设	那須 公明	宮崎県日向市大字日知屋16305-16	一般	建築工事業、屋根工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業	令和元年11月21日付けで廃業した旨の届け	令和元年11月21日(一部廃業)

### 教育委員会告示

#### 宮崎県教育委員会告示第1号

宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報に次のとおり定めた。

なお、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（平成30年宮崎県教育委員会告示第2号）は廃止する。

令和2年1月6日

宮崎県教育委員会教育長 日隈 俊郎

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示請求をすることができる期間	口頭により開示請求をすることができる場所
試験の名称	開示する内容		
宮崎県教育委員会埋蔵文化財専門職員採用選考試験	総合順位（第1次試験の結果については不合格者に係るものに限る。）	試験結果を発送した日から起算して1月間	宮崎県教育庁教育政策課
宮崎県立高等学校入学者選抜	推薦・連携型入学者選抜及び一般入学者選抜における学力検査の教科別得点（各教科で傾斜配点を実施する学校においては、傾斜配点した点数）及び合計点	合格発表の日から起算して1月間	受検者が受検した県立学校
宮崎県立五ヶ瀬中等教育学校、宮崎県立宮崎西高等学校附属中学校及び宮崎県立都城泉ヶ丘高等学校附属中学校入学者選抜	作文及び適正検査の結果	入学者選抜検査結果通知投函の日の翌々日から当該結果通知の投函の日の属する年の3月31日まで	受検者が志願した県立学校

宮崎県公立学校教員採用選考試験	第1次試験及び第2次試験についての総合ランク、得点及び評価（いずれも不合格者に係るものに限る。）	試験結果を発送した日から起算して1月間	宮崎県教育庁教職員課
宮崎県公立学校実習助手採用選考試験	同 上	同 上	同 上
会計年度任用職員選考採用試験	総合得点及び総合順位	選考結果を通知した日から起算して1月間	選考採用試験を実施した各所属

## 選挙管理委員会告示

### 宮崎県選挙管理委員会告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和元年12月2日現在次のとおりである。

令和2年1月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,275人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 214,215人

### 宮崎県選挙管理委員会告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、令和元年12月2日現在次のとおりである。

令和2年1月6日

宮崎県選挙管理委員会委員長 吉 瀬 和 明

宮崎市選挙区 110,923人

都城市選挙区 45,216人

延岡市選挙区 34,329人

日南市選挙区 14,996人

小林市・西諸県郡選挙区 15,376人

日向市選挙区 16,928人

串間市選挙区 5,205人

西都市・西米良村選挙区 8,868人

えびの市選挙区 5,492人  
北諸県郡選挙区 6,866人  
東諸県郡選挙区 7,538人  
児湯郡選挙区 19,256人  
東臼杵郡選挙区 7,884人  
西臼杵郡選挙区 5,700人

--	--